

コロナ禍でがんばる職員の声を聞いてください!

納得のいく特勤手当! 納得のいく駐車場利用料を!

●納得いかない! その1. 私たち現場の声を聞いてもらいたい!

『こんなに我慢してるのに!』

『ねぎらいの言葉もない...』

船橋市は8月26日に発表した「新型コロナウイルス感染症に伴う市独自の緊急対策」の第4弾で打ち出し、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金」をコロナ禍で心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事している医療従事者等に対し、市独自で慰労金を支給(一人あたり10万円)すると発表しました。

医療センターはその対象ではありませんが、同じ思いで立ち向かい、リスクを背負い従事した医療センターの医療従事者等に対して、慰労の言葉すら掛けてもらえないのは納得がいきません。

新型コロナウイルス感染症問題では松戸市長は市職労との懇談を持って頂き、職員の声を聞いていただきました。医療センターでも事業管理者だけでなく、各部署の責任者を交えたかたちで、職員の声を聞いてもらえる懇談の場を設けてもらいたい。



●納得いかない! その2. 新型コロナウイルス感染リスクに見合った特勤手当を!

作業場所等	作業内容	特殊勤務手当
北総育成園	感染症対応のため勤務	6,000円/日
	実勤務日数10日以上	20,000円/月
専用病棟・救急外来	実勤務日数10日以下	10,000円/月
	各部署で実際に勤務した日数。他部署での勤務は算入しない。4月以降の実績。3月以前は下記の例により支給。	
	医療センターにおいて陽性患者やPCR検査を実施した疑い患者に直接対応した職員	直接対応した日数 2,000円/日 (20,000円/月上限)

『同じ公立の医療機関でなぜ差が』

8月28日、当局は新型コロナウイルス感染症陽性者や疑い患者に直接対応した職員に対し、左図①の様に日額でいえば約1,000円(上限月20,000円)の提案をしてきました。

左図②の船橋市の貿易業者への手当や、左図③の千葉県病院局が県立病院に示した日額4,000円の提案と比較すると低い水準です。また感染症専用病棟、救急外来の勤務職員に対しても、日額2,000円程度(上限月20,000円)であり、千葉県病院局が示した日額は3,000円です。

周辺自治体病院の例を参考にした同じ公的医療従事者に対する処遇の較差に全く納得できません。

作業場所等	作業内容	感染症防疫作業手当
保健所、軽症者等の受け入れ宿泊施設等	患者の搬送、食事提供等	3,000円/日
	患者に直接接する作業等	4,000円/日
北総育成園	施設内での長時間の作業等	4,500円/日
	患者に直接接する作業等	6,000円/日
船橋市: 上記以外の新型コロナウイルス感染症にかかる作業を行った場合		
作業場所等	作業内容	感染症防疫作業手当
保健所等	検体の検査、搬送等	500円/日

支給対象となる作業場所	支給対象となる作業	特例防疫作業手当
対象作業場所	感染症の患者から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって局長が定めるもの	3,000円/日
	感染症の患者又はその疑いのある者がいる区域又はいた区域その他感染症の病原体に汚染された区域又は汚染された疑いがある区域の内局長が定める区域	
千葉県病院局: 特例手当適用外		
	患者検体、コロナPCR検査、培養に従事する職員	320円/日
	一般外来	支給対象外

●納得いかない！その3. どうして仮設駐車場利用料で利益をあげてるのか！

令和元年度の仮設駐車場の収支		
内容	合計	差額
支出: 仮設駐車場使用料	13,343,760円 (内委託業者1,503,280)	5,097,332円
収入: 用地賃借料、修繕料、電気料	8,246,428円 (内賃借料7,428,708)	
* 2020年現在の仮設駐車場の駐車可能台数: 399台		
* 2020年現在の使用料納付数 職員: 616名、委託業者87名 合計 703名		

『なんで職員から儲けてる』

通勤で仮設駐車場の利用者は毎月1,600円負担しています。しかし納付者703名(内委託業者87名)に対し駐車可能台数は399台分しかありません。しかも一般市民は無料で

利用できます。昨年度の収支では下表の様に使用料から用地賃借料、修繕・電気料等支出を引いた余剰額が500万円程度もあり、これを利益として処理しています。通勤に付随する経費を払うのは雇用側で、だからこそ通勤手当は非課税規定があるのでは。無料でだれでも止められ、納付者はどこに停めるかも決まってない程度の管理で利用料を徴収し、さらに利用料から収益をあげているのは納得できません。

☆国の慰労金の交付がはじまりました☆

厚労省が打ち出し、千葉県が行う『新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業』が始まりました。対象は新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている当医療センターに勤務し、「患者」と接している医療従事者や職員で、1人20万円が慰労金として給付されます。「患者」とは新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病の患者も含まれます。1月30日から6月30日の間10日間以上勤務等条件がありますが、給付対象は派遣労働者、業務委託受託者も含まれます。医療センターが対象者をとりまとめ県へ申請し給与とは別に(非課税)支払われます。

お知らせ 組合の掲示板、ポストの場所が変わりました

B館2階の更衣室入口(MEの入り口横)ロッカー前に移動しました。慶弔金の申請、組合へのお願いなど、ポストを利用してください。

コロナ禍。あなたの思いを組合から当局にぶつけます。[ボイスカード]に協力を。

----- 切 り 取 り -----

あなたの声を組合に届けてみませんか【ボイスカード】

◆ 該当するところに☑を 組合員 組合員以外 組合に興味がある 有る 無し

◆ 差し支えなければご記入ください 職場名 _____
氏 名 _____

※ 常設ポストをB館2階更衣室前掲示板 船橋市立医療センター職員労働組合
下に設置してあるのでご利用ください。 連絡先 TEL 047-436-3093 FAX 047-436-3091

E-mail f-kumiai@alpha.ocn.ne.jp

